

労働者派遣法により、建設業務への 労働者派遣は禁止されています。

建設業務は労働者派遣事業の適用除外業務とされています(労働者派遣法第4条第1項第2号)。

「建設業務」とは・・・

イ 建設業務は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務」をいうが、この業務は建設工事の現場において、直接にこれらの作業に従事するものに限られる。したがって、例えば、建設現場の事務職員が行う業務は、これによって法律上当然に適用除外業務に該当するという事にはならないので留意すること。

ロ 土木建築等の工事についての施工計画を作成し、それに基づいて、工事の工程管理(スケジュール、施行順序、施行手段等の管理)、品質管理(強度、材料、構造等が設計図書どおりとなっているかの管理)、安全管理(従業員の災害防止、公害防止等)等工事の施工の管理を行ういわゆる施行管理業務は、建設業務に該当せず労働者派遣の対象となるものであるので留意すること。

なお、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、建設業法(昭和24年法律第100号)の趣旨に鑑み、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置することとされていることから、労働者派遣の対象とはならないものとされていることに留意すること。

(「労働者派遣事業関係業務取扱要領」より抜粋)

※参考資料(以下を入力・検索してください。)

- 労働者派遣事業関係業務取扱要領 (厚生労働省)
- 建設業における労働力需給調整システムの概要 (厚生労働省)
- 復旧・復興工事の適正な施行の確保に向けて(リーフレット)
(国土交通省・厚生労働省・警察庁 他)

